

## 甲賀市空家等対策計画（案）にかかる パブリック・コメントの実施について

本市では、平成29年4月に、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と振興に寄与するため、空家対策特別措置法に基づき「甲賀市空家等対策計画」を策定し取り組みを進めてきました。本計画が令和2年度に終了することを踏まえ、改めて策定します。

つきましては、「甲賀市空家等対策計画（案）」について、市民の皆様に公表し、広く意見を募集します。

### 1. 周知方法

広報、市ホームページ、行政情報番組、文字放送、音声放送

### 2. 意見募集期間

令和3年1月1日（金）から令和3年1月31日（日）

### 3. 公表の方法

住宅建築課、土山、甲賀大原、甲南第一及び信楽地域市民センター各窓口での閲覧並びに市ホームページ、あいコムこうかポータルシステムへの掲載とします。

なお、住宅建築課及び地域市民センターでの閲覧時間は、開庁日である平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

### 4. 意見を提出できる方

パブリック・コメント手続の対象となる政策等に関し、意見等を提出する意思を有する個人および法人その他の団体。

### 5. 意見の提出方法

意見書に住所、氏名、電話番号（市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号を明記のうえ、下記提出先まで郵送、ファックス、Eメールもしくは各閲覧場所へ提出してください。

### 6. 意見の回答について（公表）

提出いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、回答と併せて市ホームページで公表いたします。なお、ご意見等を提出された方への個別の回答はいたしません。

### 7. 問い合わせ・提出先

甲賀市役所 建設部 住宅建築課

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話：0748-69-2214 FAX：0748-63-4601

Eメール：koka10405000@city.koka.lg.jp

# パブリック・コメント手続による意見書

氏 名 (団体名等)	※匿名による意見等の提出は、 <u>受付が出来ません</u> のでご了承ください。
住 所	〒 一
電話番号	
区 分  ※該当するものの記号を○で囲んでください。	ア. 市内に住所を有する者 イ. 市外に住所を有し、市内に事務所または事業所を有する個人 および法人その他の団体 ウ. 市外に住所を有し、市内の事務所または事業所に勤務する者 （勤務先の名称） エ. 市外に住所を有し、市内の学校等に在学する者 （学校等の名称） オ. 市外に住所を有し、市に対して納税義務を有する者 カ. 市外に住所を有する者
政策案等の名称	甲賀市空家等対策計画（案）
意見・提言等	※書ききれないときは別紙を添付してください。

※ファックスの場合は、このまま FAX 0748-63-4601（住宅建築課）へ送信してください。

※直接提出される場合は、市役所建設部住宅建築課（市役所2階）または旧支所である地域市民センターに提出してください。